

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

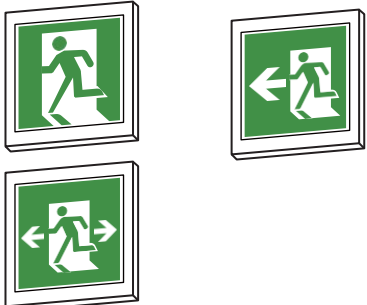
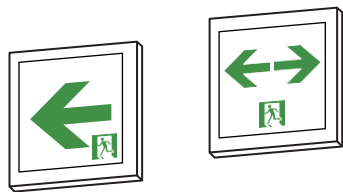
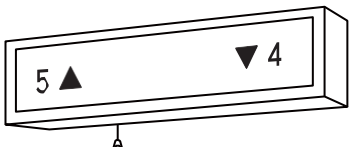
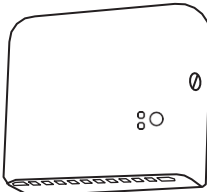
誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第 26 条及び省令第 28 条、第 28 条の 2、第 28 条の 3、誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年 3 月 17 日消防庁告示第 2 号。以下「誘導灯基準告示」という。）並びに誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン（平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号）によるほか、次による。

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「誘導灯」とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。（第 16-1 表参照）

第 16-1 表

種 類		定 義	姿 図
避 難 口 誘 導 灯		避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通 路 誘 導 灯	通 路 誘 導 灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	階 段 通 路 誘 導 灯	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	
客 席 誘 導 灯		客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

- (2) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (3) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (4) 省令第28条の2第1項第1号に規定する「主要な避難口」の例は、**第16-1図**及び**第16-2図**による。
- (5) 省令第28条の2第1項第1号に規定する「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。
 なお、避難施設又は誘導灯が障害物により直接視認できない場合でも、人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できるときは、視認の障害がないものとして取り扱う。（**第16-3図**及び**第16-4図**参照）
- (6) 「最終避難口」とは、省令第28条の3第3項第1号イに規定する出入口をいう。（**第16-5図**参照）
- (7) 省令第28条の3第3項第1号ロに規定する「直通階段の出入口」の例は、**第16-5図**による。
- (8) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定するものをいい、配線方式、非常電源等が当該建築基準法令の技術基準に適合するものをいう。

2 誘導灯の基準等

(1) 誘導灯の有効範囲

ア 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の(ア)から(カ)までに掲げるような誘導灯の視認の障害がある場合をいう。（**第16-6図**参照）

- (ア) 壁面があり陰になる部分がある場合
- (イ) 階段により階数が変わる場合
- (ウ) はり、又は防煙たれ壁がある場合
- (エ) 1.8m程度の高さのパーティション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合
- (オ) 吊広告、垂れ幕等がある場合
- (カ) 倉庫、工場等の用途において、荷物及びラック等がある場合

イ 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。」とは、**第16-7図**の例による。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばない。

(2) 誘導灯の機器

誘導灯は、誘導灯基準告示に適合するもの又は認定品とする。●

(3) 避難口誘導灯

ア 避難口誘導灯の設置箇所

(ア) 省令第28条の3第3項第1号に規定する避難口誘導灯の設置箇所は、**第16-8～第16-15図**の例による。

第16-9図のとおり、最終避難口に付室を設ける場合は、避難口誘導灯は当該付室の出入口に設ければよく、避難経路が明らかな近接した位置に二重に設ける必要はない。

ただし、**第16-11図**のように、付室内に複数の出入口があるなど、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設けること。

(イ) 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）
▲（第16-16図参照）

(ウ) 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口**▲（第16-17図参照）**ただし、非常用の照明装置を設ける場合は、誘導標識として差し支えない。

イ 避難口誘導灯の設置を免除できる部分

次の(ア)から(カ)までにのいずれかに該当する場合は、防火対象物の構造等を考慮して、避難口誘導灯の設置を免除することができる。

(ア) 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造である当該居室の出入口（**第16-18図**参照）

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

- (イ) 直通階段からの最終避難口で、直接地上に通ずる出入口であることが容易に判断できる場合（第 16-19 図参照）
- (ウ) 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が 20m 以下となる部分（第 16-20 図参照）
- (エ) 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（第 16-21 図参照）
- (オ) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分（みなし従属において、令別表第一の用途となる場合の住宅部分も含む。）
- (カ) (1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席を設け、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制を確立する場合における観覧席からの出入口部分
- (キ) 避難口が接近して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設ける避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね 10m 以内にあるものに限る。第 16-22 図参照）
- (ク) 居室の各部分から避難施設の位置を容易に見とおし、かつ、識別することができる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）（第 16-23 図参照）

ウ 設置要領

- (ア) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置する。（第 16-24 図参照）
- (イ) 廊下等から屈折して避難口に至る場合（おおむね 5 m 以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。）は、矢印付のものを設置する。▲（第 16-25 図参照）
- (ウ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設ける。▲
 - a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが 1.5m 以上 2.5m 以下となるように設置すること。▲
ただし、工場、倉庫のほか、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおし、かつ、識別することができる場合は、この限りでない。
 - b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該たれ壁等より下方に設けること。▲（第 16-26 図参照）
- (エ) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号に掲げる部分で、誘導灯の区分が A 級、B H 級（避難口誘導灯にあっては表示面の明るさが 20 以上のもの、通路誘導灯にあっては表示面の明るさが 25 以上のものをいう。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所は、B L 級（B H 級以外の B 級の誘導灯をいう。以下同じ。）又は C 級とすることができる。
- (オ) 誘導灯の視認障害が発生すると予想されるディスコ等の特殊照明回路には、誘導灯信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止する措置を講じること。▲
- (カ) 地震動等に耐えられるよう壁又は天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に堅固に固定すること。

(4) 通路誘導灯

ア 通路誘導灯の設置箇所

省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する通路誘導灯の設置箇所は、第 16-27 図～第 16-29 図の例による。

イ 通路誘導灯の設置を免除できる部分

次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する場合は、防火対象物の構造等を考慮して、通路誘導灯の設置を免除することができる。

- (ア) 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- (イ) (6)項ニ（(16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- (ウ) 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- (エ) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分（みなし従属において、政令別表第 1 の用途となる場合の住宅部分も含む。）
- (オ) 客席誘導灯を設けた居室内
- (カ) 避難口誘導灯の設置を要しない居室内
- (キ) 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

ウ 設置要領

- (ア) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号に掲げる部分で、誘導灯の区分が A 級又は B H 級を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所は、政令第 32 条の規定を適用して、B L 級又は C 級とすることができる。
- (イ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5 mm 以下とすること。●
- (ウ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。▲

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

- (エ) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向指示すること。▲（第16-30図参照）
 - (オ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。▲
 - (カ) ランプの交換等により維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。▲
ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合は、この限りでない。
 - (キ) 省令第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。（第16-31図参照）
 - (ク) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁より下方の箇所に設けること。▲
 - (ケ) 表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること。（第16-32図参照）
 - (コ) 地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。
 - (サ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる個所には設置しないこと。●
- (5) 避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順
第16-33図の例による。
- (6) 階段通路誘導灯（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）（政令第26条第2項第2号関係）
- ア 設置箇所
階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。
 - イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、階段通路誘導灯の設置を要しない。
 - (ア) 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段
 - (イ) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分（みなし従属において、令別表第一の用途となる場合の住宅部分も含む。）
 - (ウ) 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分（第16-34図参照）
 - ウ 設置要領
 - (ア) 省令第28条の3第4項第4号に規定する「路面又は表面及び躍場の中心線の照度が1Lx（ルクス）以上」とは、第16-35図の例によること。
 - (イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。
- (7) 客席誘導灯（政令第26条第2項第3号、省令第28条関係）
- ア 設置箇所
客席誘導灯は、(1)項に掲げる防火対象物並びに(16)項イ及び16の2項に掲げる防火対象物の部分で、(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。
 - イ 次のいずれかに該当する場合は、客席誘導灯の設置を要しない。
 - (ア) 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - (イ) 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
 - (ウ) 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られる部分
 - ウ 消灯
自動火災報知設備の火災信号等により点灯するものは、(1)に準じて消灯することができる。
 - エ 設置要領
 - (ア) 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏み面の照度を計ることをいう。（第16-36図参照）
 - (イ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものは、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
 - (ウ) 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。▲（第16-37図参照）
 - (エ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。
- (8) ペDESTリアンデッキ（高架になっている歩行者用の通路をいう。）と接続する防火対象物の取扱い
ペDESTリアンデッキが避難上有効な構造及び避難経路を有している場合、ペDESTリアンデッキと接続する防火対象物の当該階に、次により誘導灯を設置することができる。（第16-38図参照）
この場合、建基令第5章の避難施設等の規定と齟齬が生じないよう配慮すること。
- ア 屋内からペDESTリアンデッキへ通ずる出入口は、最終避難口として取り扱う。
 - イ 直通階段の出入口を、主要な避難口として認めるペDESTリアンデッキへ通ずる出入口と近接して設け、かつ、直通階段に避難口誘導灯を設置する場合、政令第32条の規定を適用して、本来、直通階段の出入口に

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

設けることとなる避難口誘導灯の設置を省略することができる。ただし、直通階段に設ける最終避難口から直接地上に出られる場合又は屋外階段の場合は、当該規定は適用しない。

(9) 特殊場所に対する基準の特例

冷凍庫又は冷蔵庫（この項において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯は、次のア又はイに掲げる基準により、政令第 32 条の規定を適用して、その設置を緩和することができる。

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯の設置を免除することができる。

(ア) 冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が 30m 以下である場合

(イ) 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火を設け、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合

(ウ) 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

イ 冷凍庫等内の通路を整然と確保し、かつ、避難上十分な照度を有する場合は、通路誘導灯の設置を免除することができる。

(10) 非常電源及び配線等

ア 非常電源（別置型のものに限る。）及び非常電源回路の配線

第 4 章第 23 非常電源による。

イ 常用電源回路の配線

(ア) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とする。

(イ) 専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の赤色の表示を付しておくこと。●

(ウ) 一の専用回路は 2 以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。▲（第 16-39 図参照）
ただし、階段通路誘導灯は、この限りでない。

ウ 非常電源は、原則として、蓄電池設備とする。●ただし、非常電源の容量を 60 分間以上とする場合、20 分間を超える時間における作動に係る容量の確保は、蓄電池設備のほか、自家発電設備として差し支えない。

この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）は、任意とするが、電源の切り換えが円滑に行われるよう措置する必要がある。

エ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要となる。

オ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号に掲げる非常電源の容量を 60 分間以上としなければならない部分は、第 16-40 図及び第 16-41 図の例による。

(11) 誘導灯の消灯（省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ただし書き関係）

ア 主な構成（第 16-42 図参照）

イ 誘導灯の消灯対象

(ア) 防火対象物が無人である場合

省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ただし書きに規定する無人とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいう。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行う場合も無人とみなして取り扱う。

なお、無人でない場合は、消灯してはならない。

(イ) 外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号イに規定する外光とは、自然光をいい、当該場所に採光のための十分な開口部が存する場合をいう。

なお、消灯対象として良いのは、外光により避難施設を識別できる間に限られる。

(ウ) 利用形態により特に暗さが必要である場所

省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ロに規定する利用形態により特に暗さが必要である場所とは、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第 16-3 表の左欄に掲げる用途に供される場所をいう。この場合において、消灯対象として良いのは、第 16-3 表の右欄に掲げる使用状態にあるものをいう。

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

第 16-3 表

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができる。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできない。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができる。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができる。

(エ) 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

- a 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ハに規定する主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者とは、当該防火対象物（特に避難経路）を熟知している者をいい、通常は出入りしない内部の状態に疎い者は含まれない。
- b 当該規定は、(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り適用することができる。

ウ 誘導灯の点灯及び消灯方法

(ア) 消灯方法

- a 消灯の方法は、次による。
 - (a) 手動スイッチによる消灯
防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法
 - (b) 施錠連動による消灯
防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、これと連動し消灯する方法
 - (c) 照明連動による消灯
有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し、自動的に消灯する方法
 - (d) 外光連動による消灯
外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法
- b 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とする。ただし、省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。
- c 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- d 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合は、当該場所の利用者に対し、次の(a)から(c)に掲げる事項について、掲示、放送等により、あらかじめ周知しなければならない。
 - (a) 誘導灯が消灯されること
 - (b) 火災の際には誘導灯が点灯すること
 - (c) 避難経路

(イ) 点灯方法

- a 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合は、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- b 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合は、誘導灯を消灯している場所が(11)イの要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、**第 16-4 表**のとおり。

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

第 16-4 表

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができること。 防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置等	

備考 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

エ 信号装置

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置（自動火災報知設備から発せられた火災信号等を中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。以下同じ。）を用いること。

(ア) 信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。▲ただし、劇場、映画館等の利用形態により特に暗さが必要である場所について、当該場所に専用に設ける場合は、この限りでない。

(イ) 信号装置の設置個所直近に、次の事項を表示すること。▲

- a 誘導灯信号装置である旨
- b 消灯条件
- c 連動開閉器等の種別
- d 操作責任者又は管理者

オ 連動開閉器

信号装置からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器（この項において「連動開閉器」という。）は、次による。

(ア) 連動開閉器

- a J I S等の規定に適合するものを使用する。
- b 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納する。
- c 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものとする。
- d 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものとする。

(イ) 光電式自動点滅器（自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。）

- a 構造は、JISC8369（光電式自動点滅器）に適合する分離式のものをを用いる。
- b 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光のみによって作動する位置（窓際等一般照明の影響を受けない場所）に設ける。

(ウ) 施錠連動装置（出入口扉の施錠と連動して電機信号を出力するものをいう。）

- a 施錠時に回路が閉（ON）となる接点を有するものを使用する。
- b 複数の施錠連動装置を用いる場合は、それぞれ直列に接続する。

(エ) 照明器具連動装置（照明器具の点灯と連動して電機信号を出力するものをいう。）

- a 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

照明器具の点灯と連動するものとする。

- b 照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となる回路構成とする。
- c 複数の照明器具連動装置を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続する。

カ 配線

(10)を準用するほか、次による。

- (ア) 誘導灯を消灯している間も、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とする。
- (イ) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設ける。▲ただし、省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、防災センター等のほか、当該場所を見とすることができる場所又はその付近に設けても差し支えない。
- (ウ) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示する。▲
- (エ) 次に掲げる操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯との回路をいう。以下同じ。）の配線は、耐熱配線とする。▲（第16-43図参照）
 - a 自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線（防災センター等内に設置される機器間相互の配線を除く。）
 - b 信号装置から誘導灯までの配線（信号回路等に常時電圧が印加される方式とした場合を除く。）

(12) 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯

ア 主な構成（第16-44図参照）

イ 用語の定義

- (ア) 「点滅形誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信したとき、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。
- (イ) 「誘導音装置付誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声を繰り返し発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。
- (ウ) 「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

ウ 設置する場所（省令第28条の3第4項第6号イ関係）

点滅形誘導灯等の設置場所の例は、第16-45図のとおり。

エ 起動方法

- (ア) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。（第16-46図参照）
- (イ) 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。▲
- (ウ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備を設置する防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と同時に開始されること。▲

オ 停止方法

- (ア) 熱又は煙が滞留している避難経路への積極的な避難誘導を避けるため、直通階段の出入口から避難する方向に設けた自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止されなければならない。ただし、次のaからcまでに掲げる出入口に、点滅形誘導灯等を設置する場合は、この限りでない。
 - a 屋外階段の出入口又は当該付室の出入口
 - b 消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）に規定する屋内避難階段等の出入口又は当該付室の出入口
 - c 特別避難階段の出入口又は当該付室の出入口
- (イ) (ア)の場合において、当該階段室には、点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第3種蓄積型）を、次のa、bに掲げる場所に設け、出火階が地上階の場合は、出火階の直上階以上の点滅及び音声誘導を、地下階の場合は地階の点滅及び音声誘導を、それぞれ停止できるようにすること。（第16-47図参照）
 - a 地上階の場合
点滅形誘導灯等を設置した直下階
 - b 地下階の場合
地下1階
- (ウ) 点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第3種蓄積型）には、その旨の表示を付すこと。▲
- (エ) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知するように設けられ、かつ、適切に警戒区域が設定される場合は、(イ)の規定にかかわらず、当該煙感知器と連動させても差し支えない。
なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号

第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

等と、階段室に設ける煙感知器の火災信号とを、演算処理できる信号装置を設けること。

- (オ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。▲ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から1 m離れた位置で 70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合は、この限りでない。

カ 信号装置

原則として、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。▲

キ 配線

(10)を準用するほか、次の(ア)及び(イ)に掲げる操作回路及び信号回路の配線は、耐熱配線とする。▲（第 16-48 図参照）

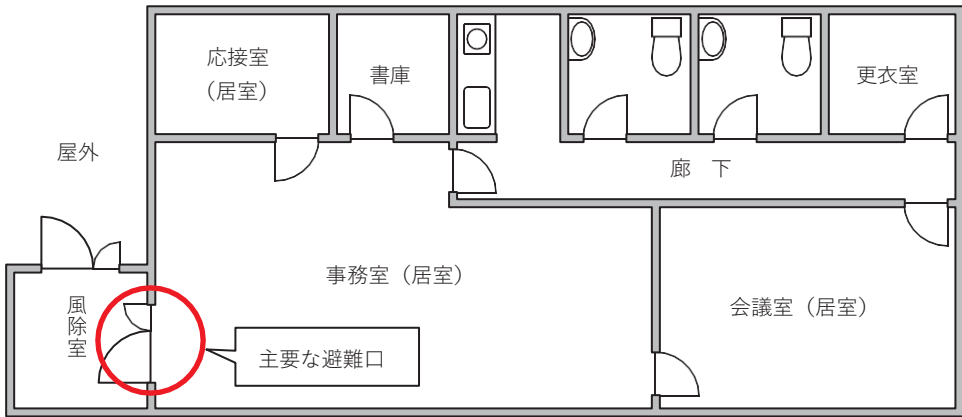
- (ア) 自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線（防災センター等内に設置される機器間相互の配線は除く。）

- (イ) 信号装置から誘導灯までの配線（信号回路等に常時電圧が印加される方式とした場合は除く。）

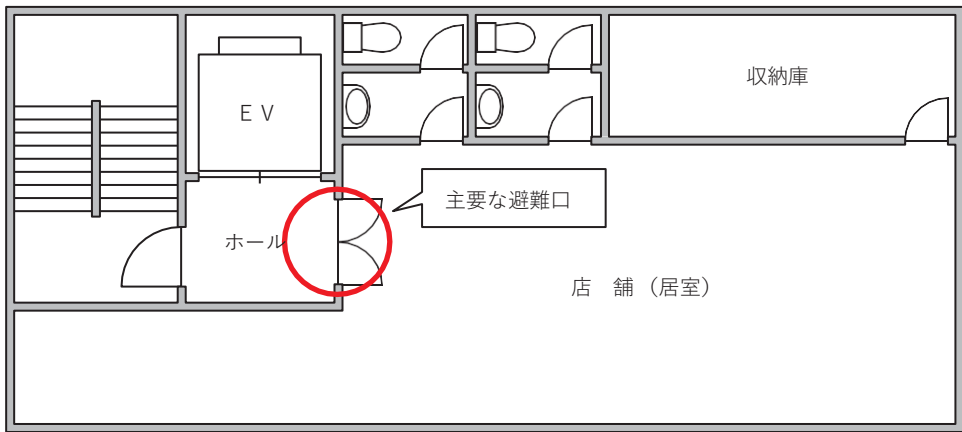
ク 総合操作盤（省令第 28 条の 3 第 4 項第 12 号関係）

第 4 章第 24 総合操作盤による。

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

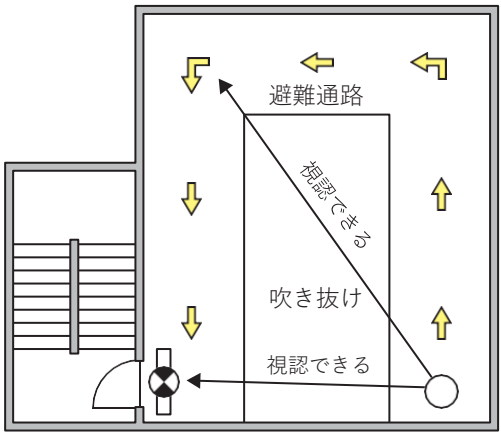


第 16- 1 図



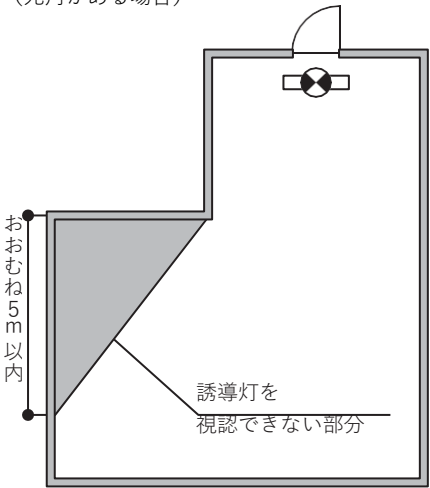
第 16- 2 図

(吹き抜け等がある場合)



第 16- 3 図

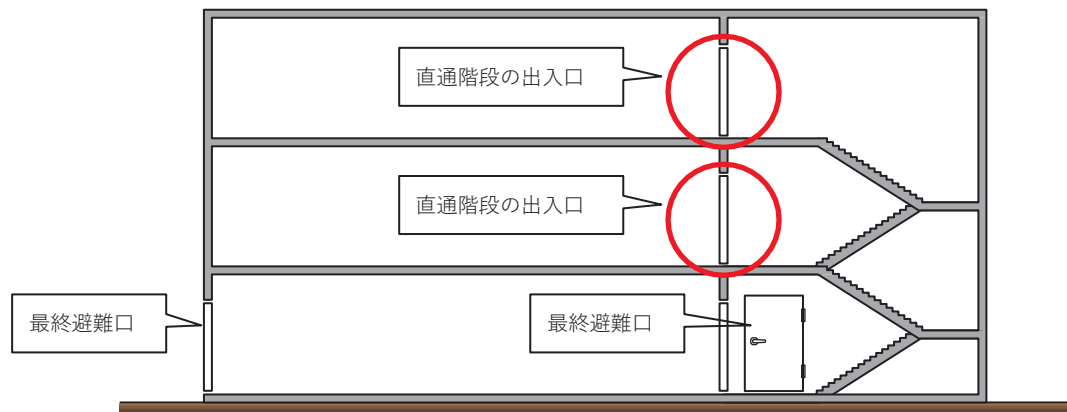
(死角がある場合)



第 16- 4 図

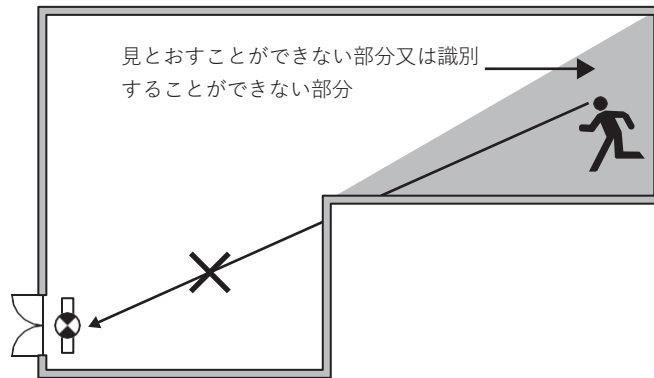
第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯

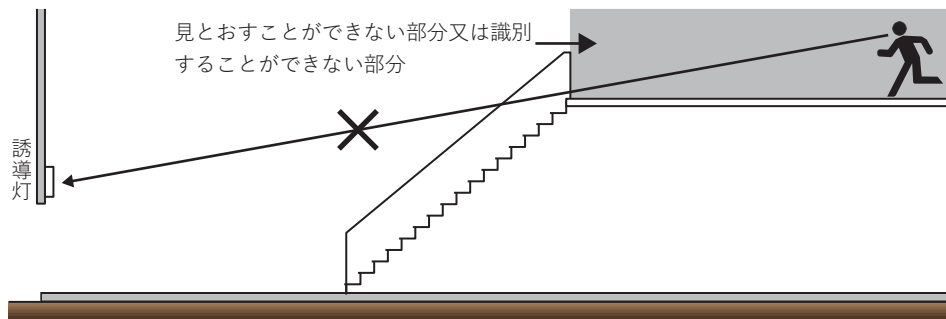


第 16- 5 図

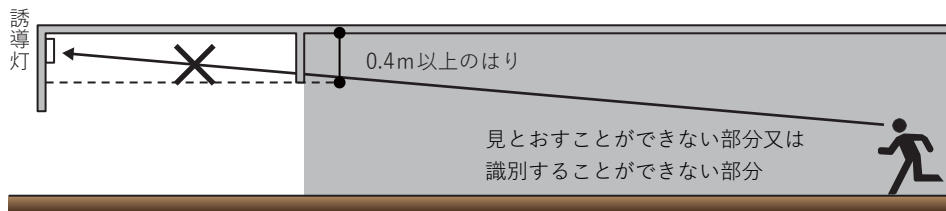
(壁面があり陰になる部分がある場合の例)



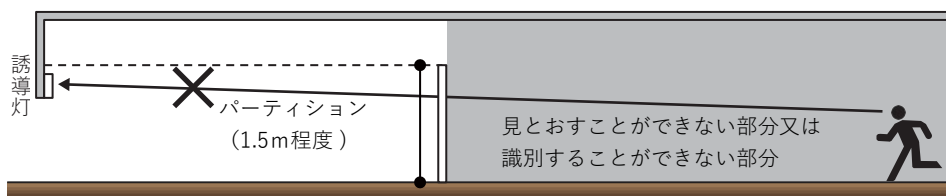
(階段により階数が変わる場合の例)



(0.4m以上のほりがある場合の例)



(一定以上の高さのパーティションがある場合の例)

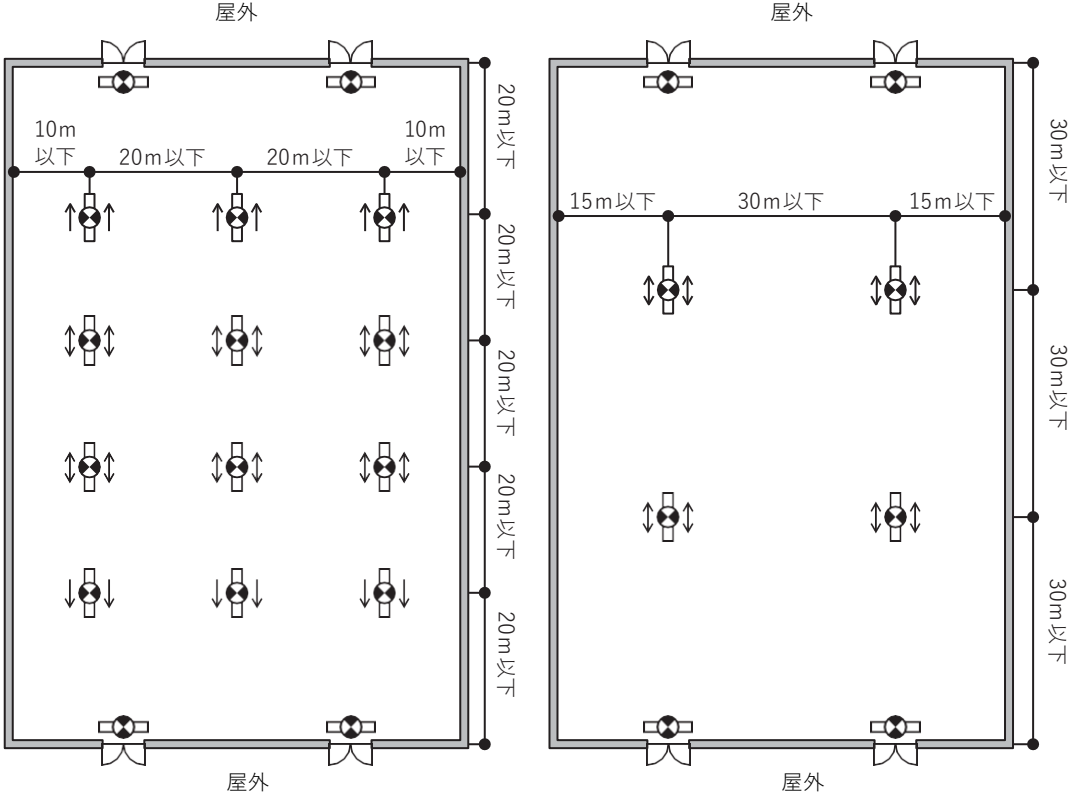


第 16-6 図

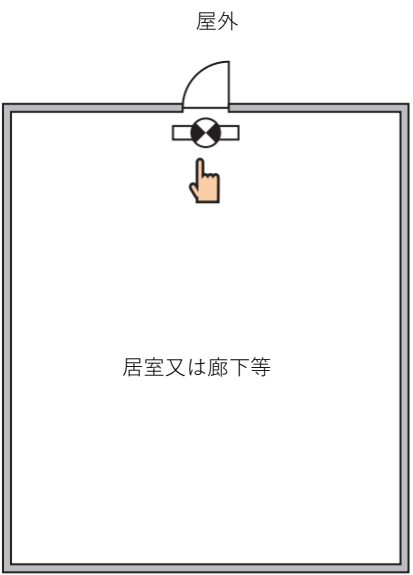
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

(B級の場合)

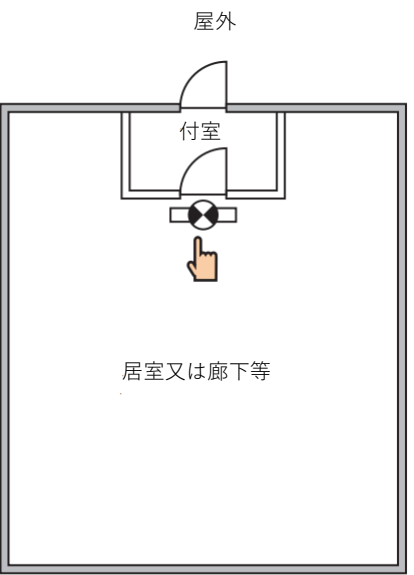
(参考) 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の例



第 16- 7 図

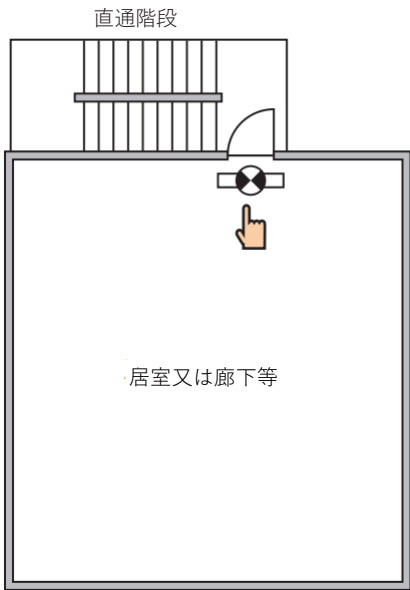


第 16- 8 図

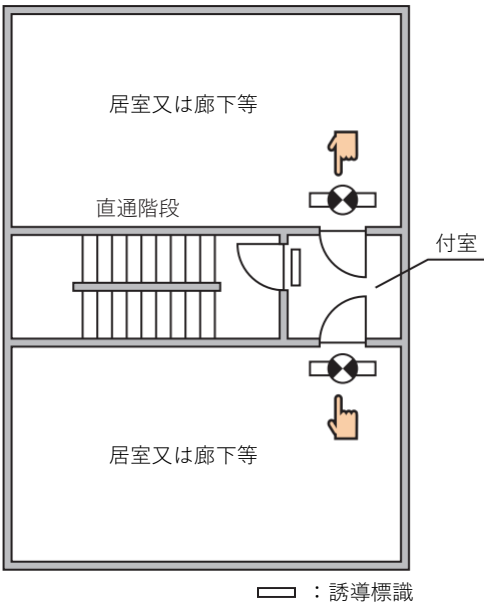


第 16- 9 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

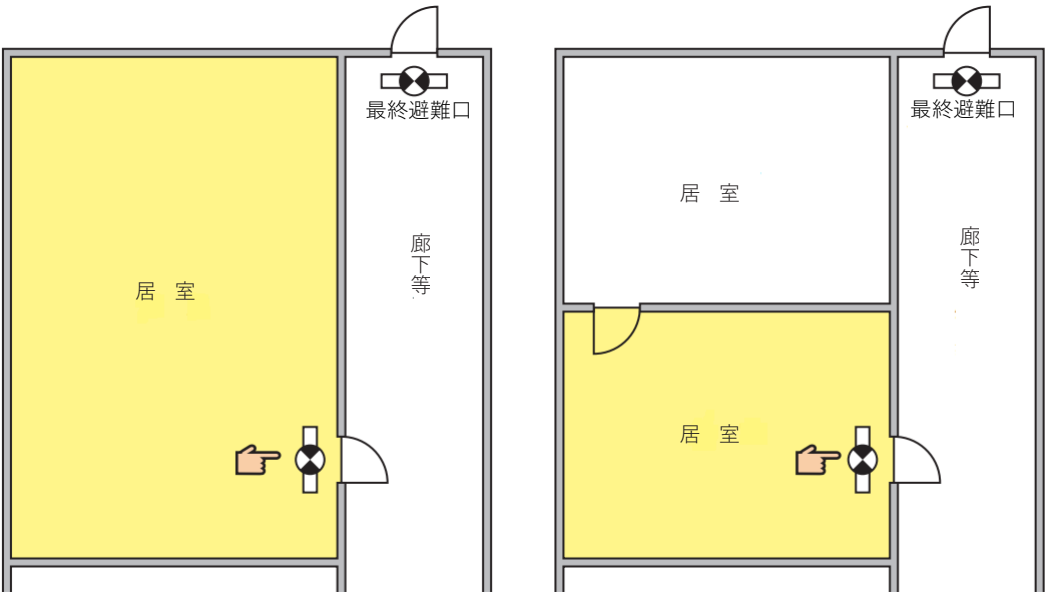


第 16-10 図



第 16-11 図

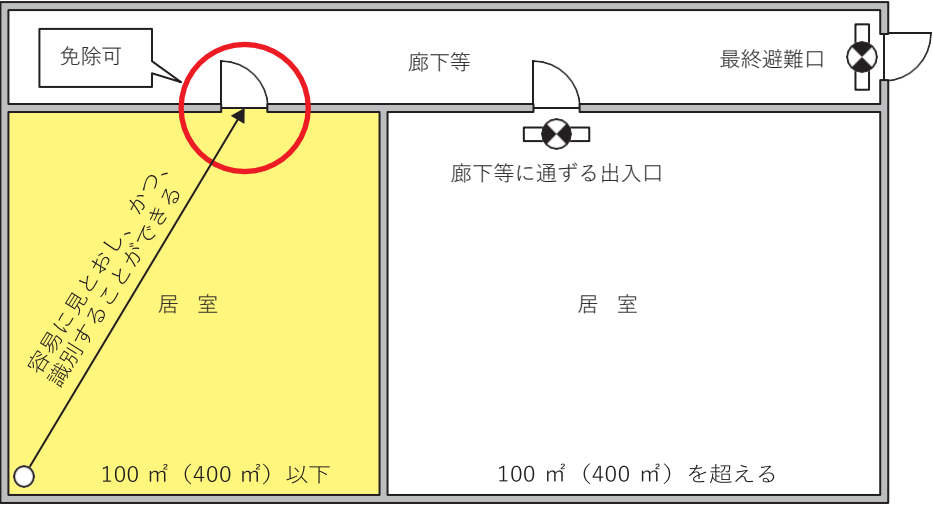
(連続した居室の設置例)



第 16-12 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

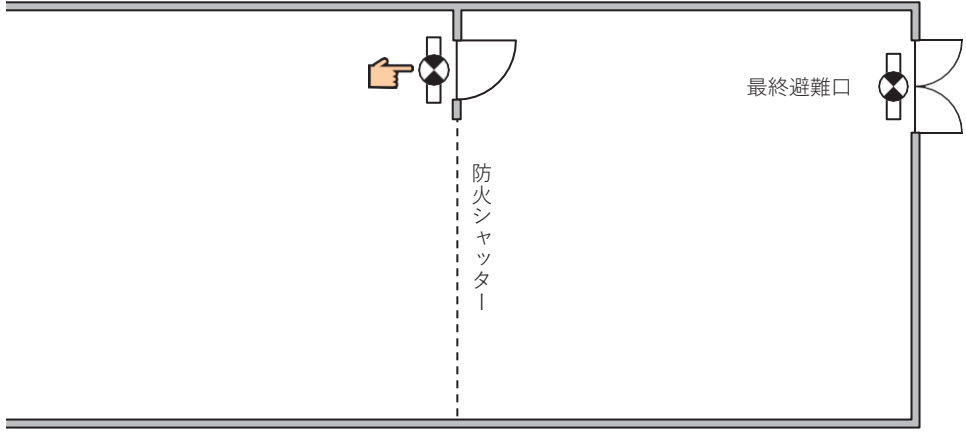
(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例)



() : 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

第 16-13 図

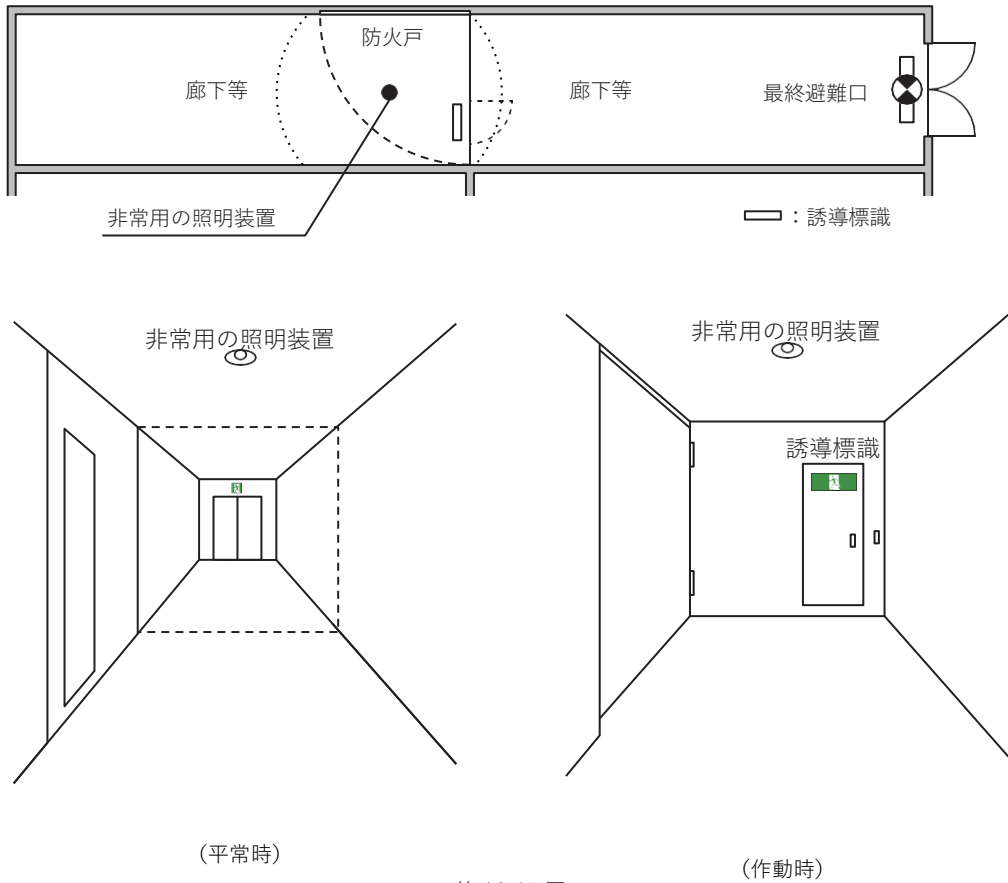
(くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例)



第 16-14 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例)

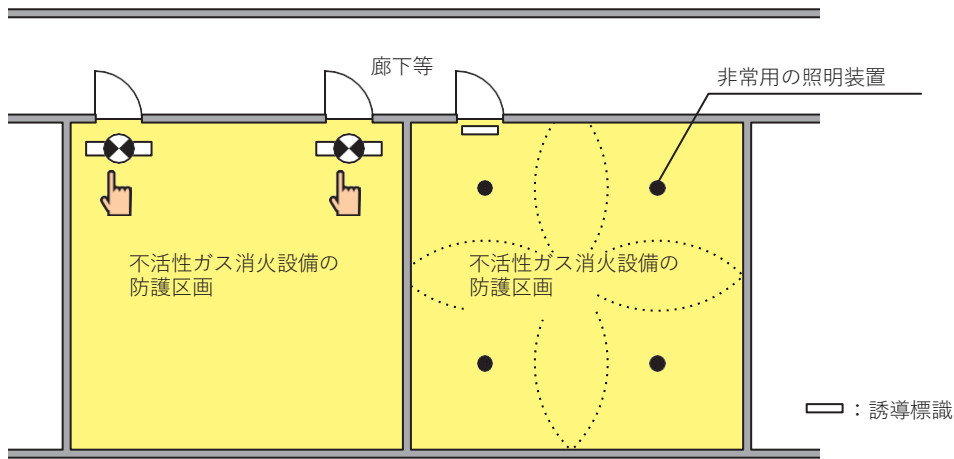


第 16-15 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

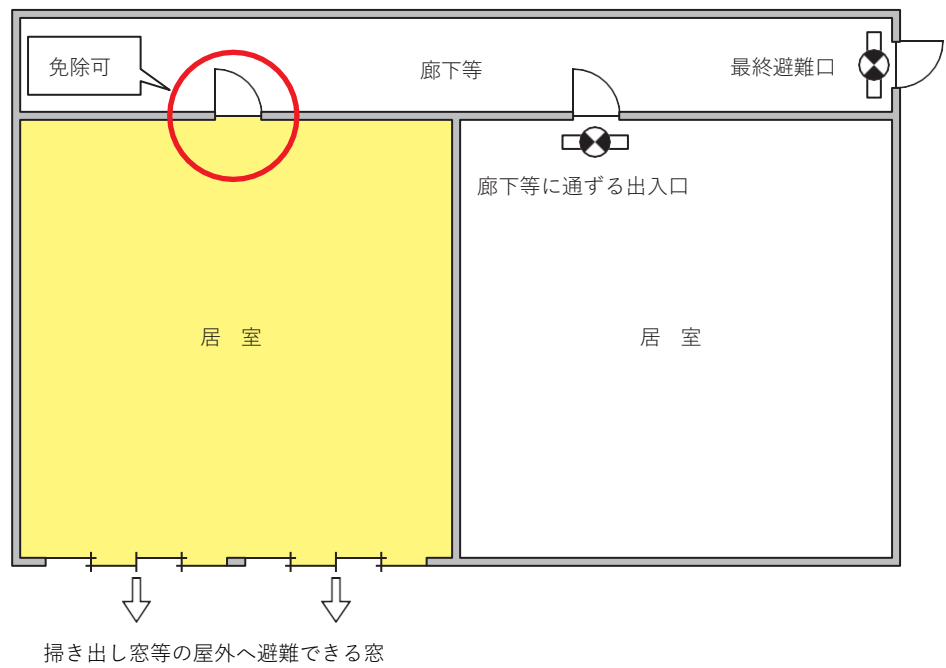


第 16-16 図

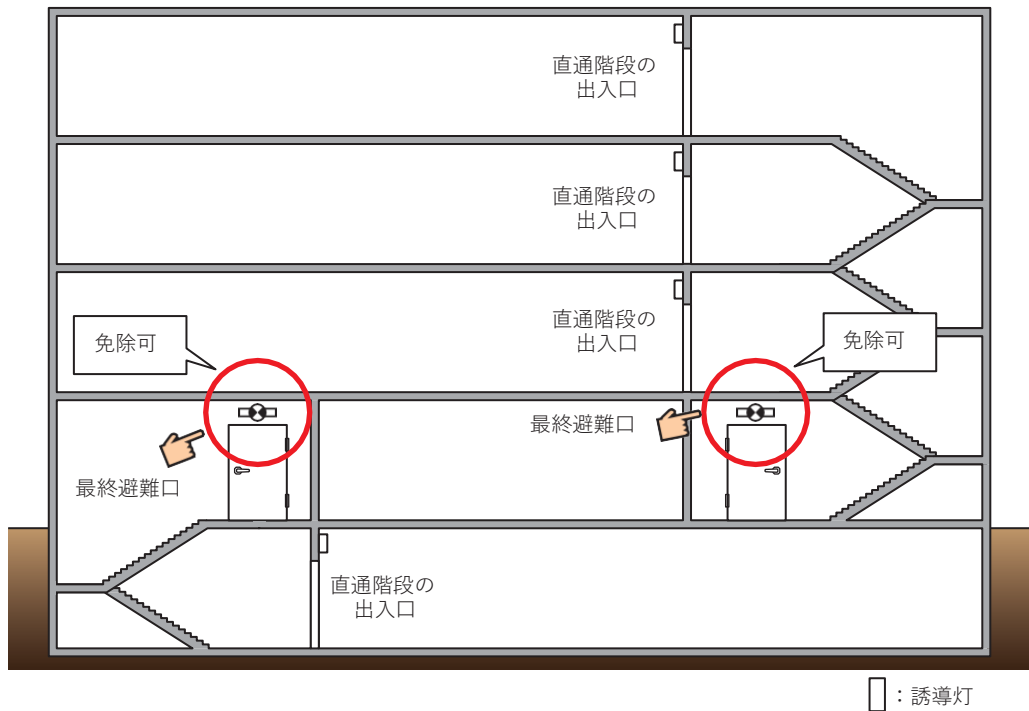


第 16-17 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

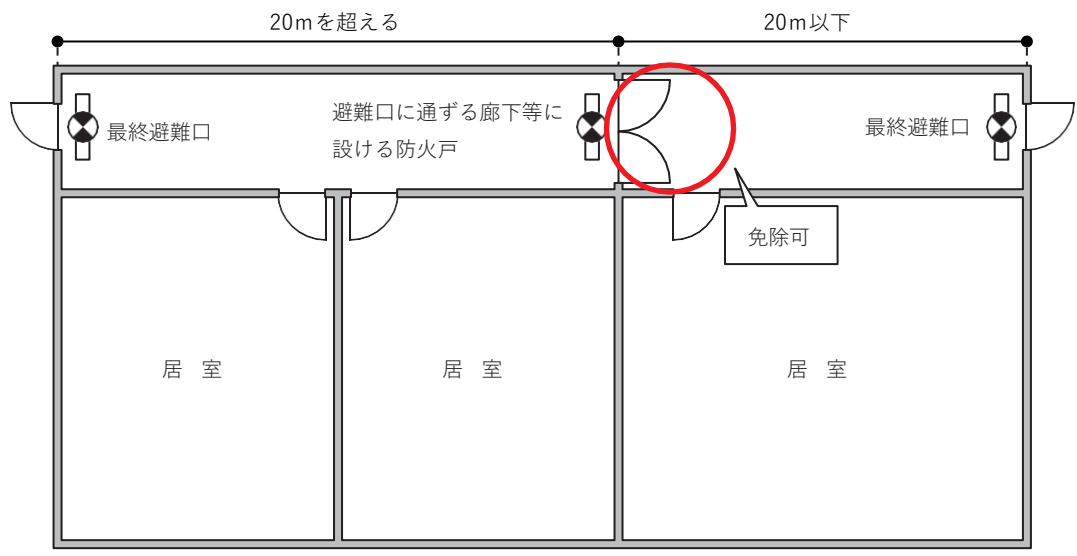


第 16-18 図

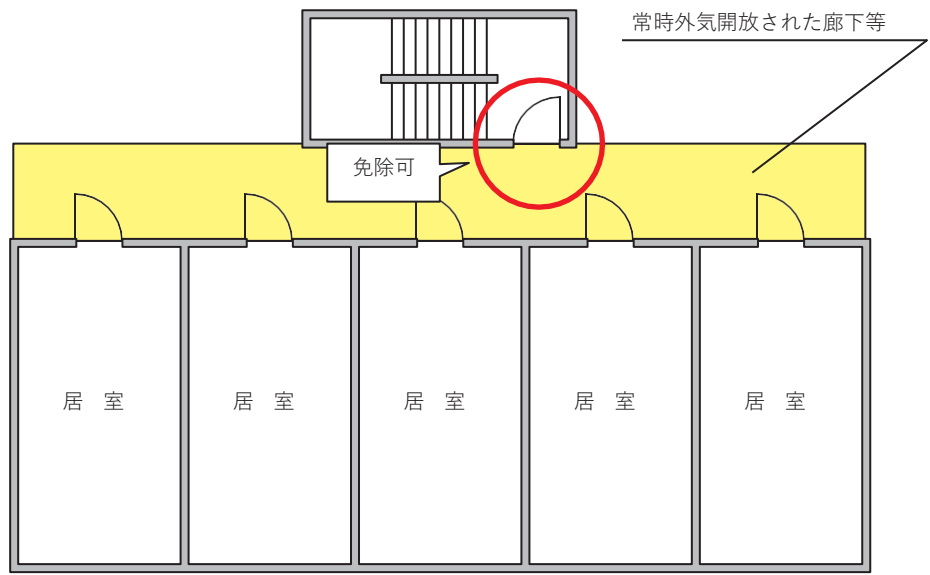


第 16-19 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

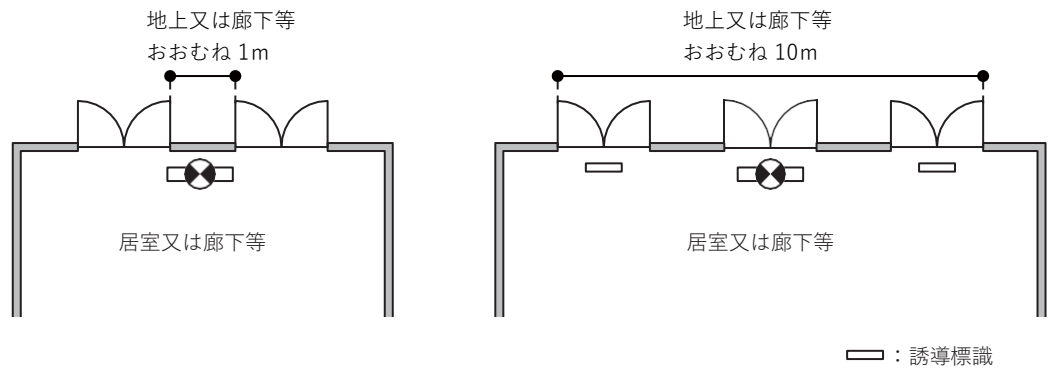


第 16-20 図

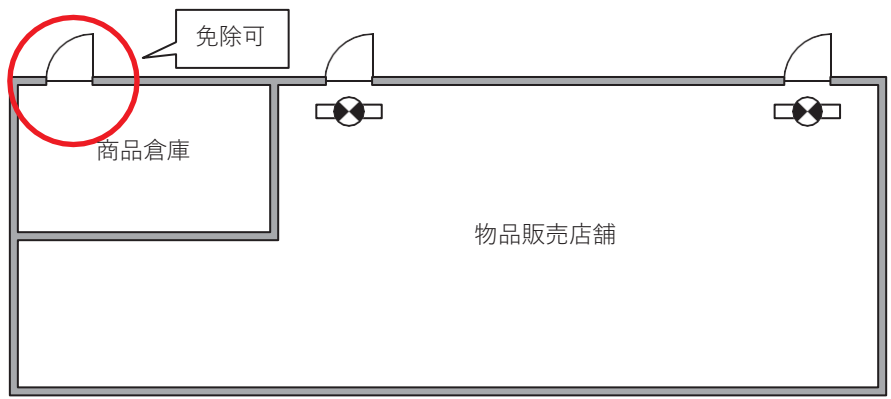


第 16-21 図

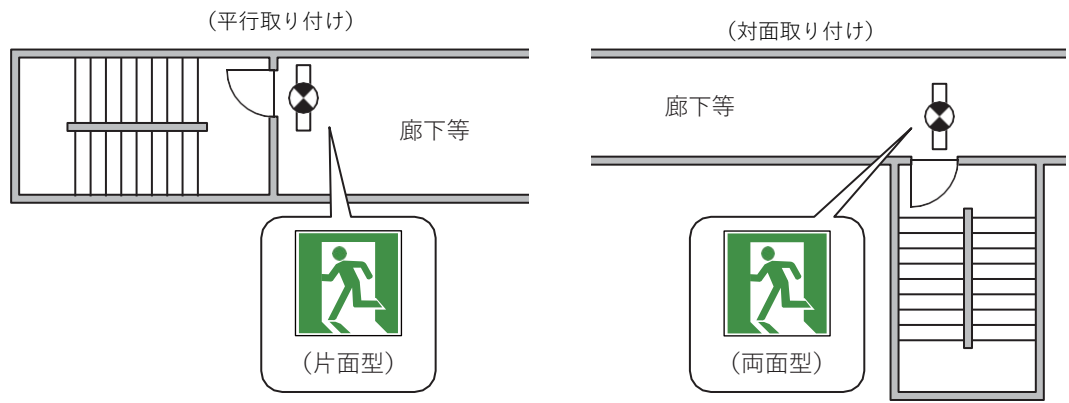
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



第 16-22 図

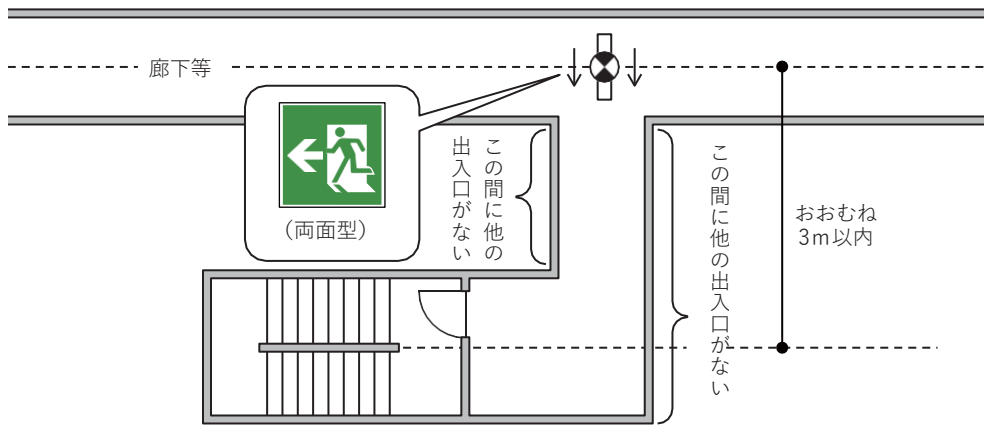


第 16-23 図

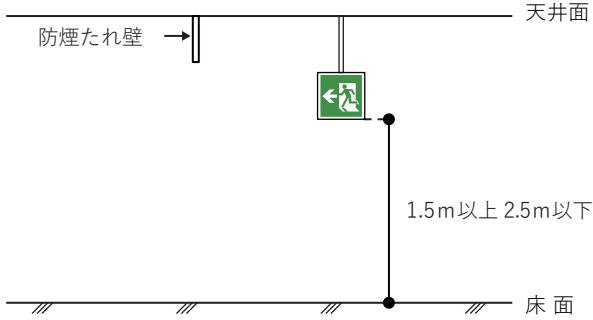


第 16-24 図

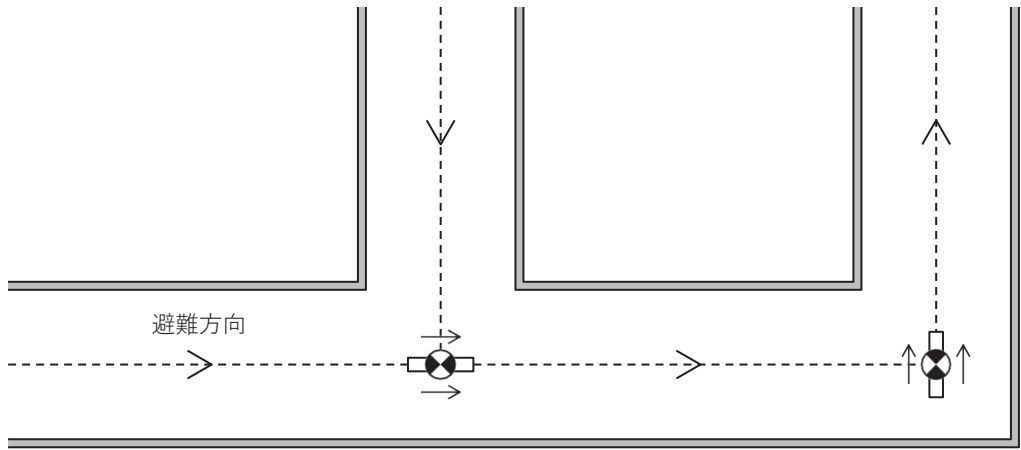
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



第 16-25 図

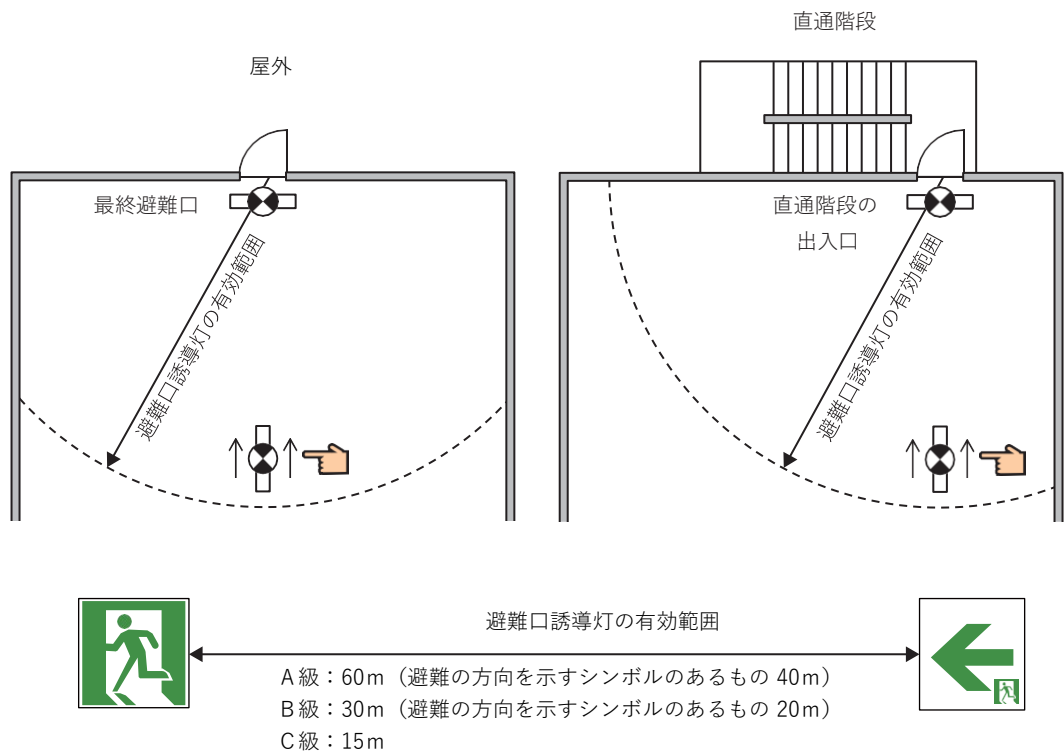


第 16-26 図



第 16-27 図

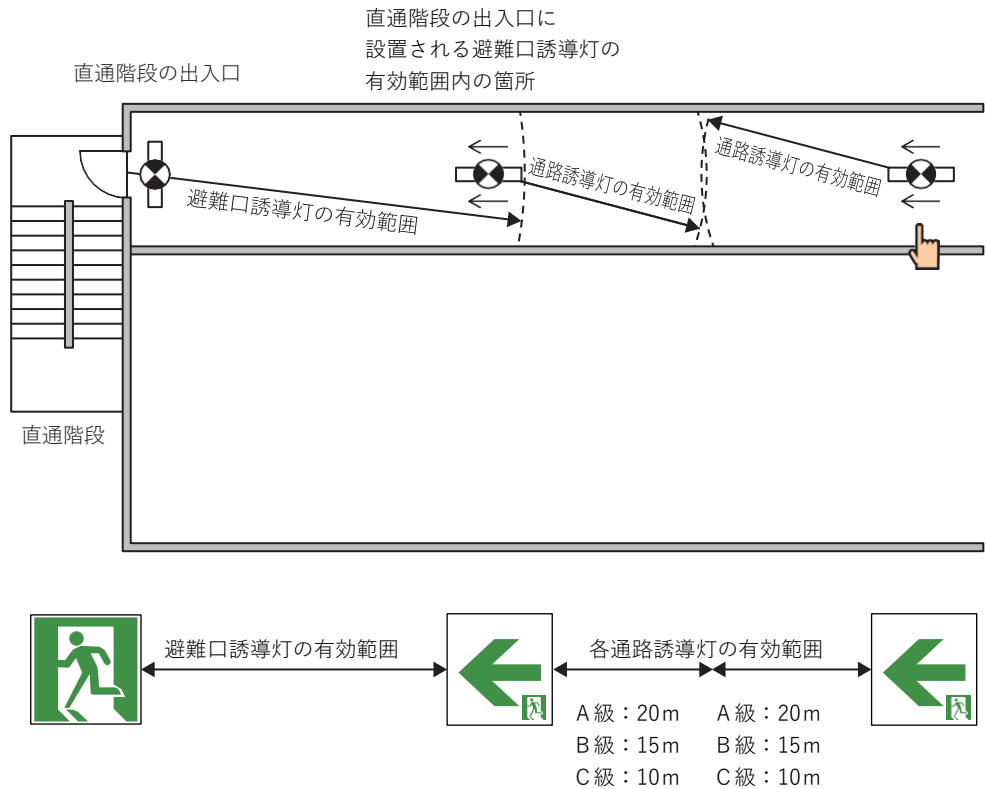
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



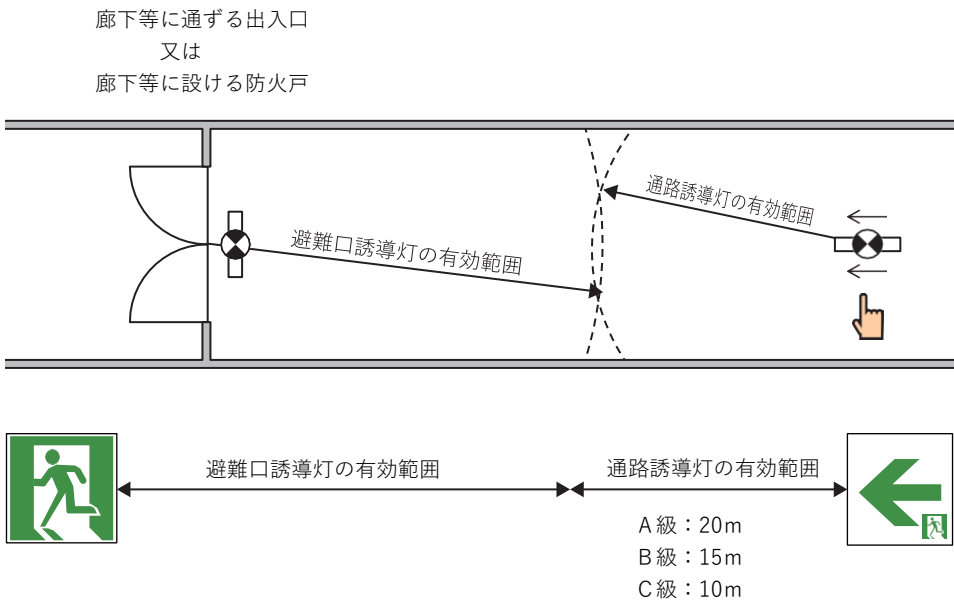
第 16-28 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

(廊下等の各部分への通路誘導灯の配置)

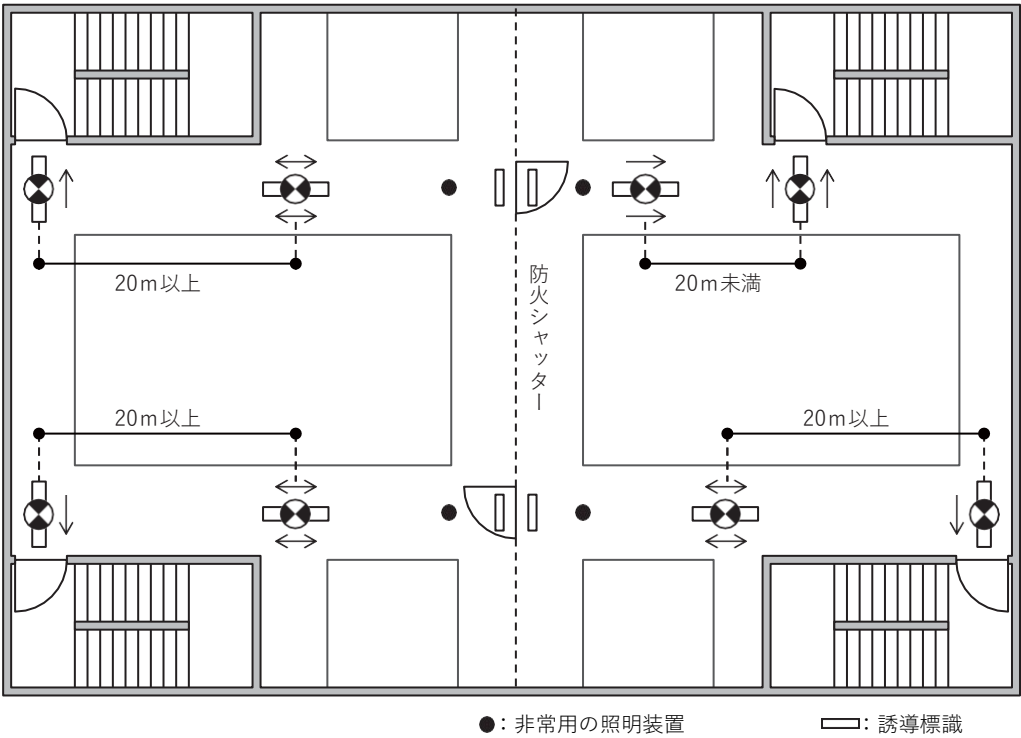


(避難口への廊下等の各部分への通路誘導灯の配置)

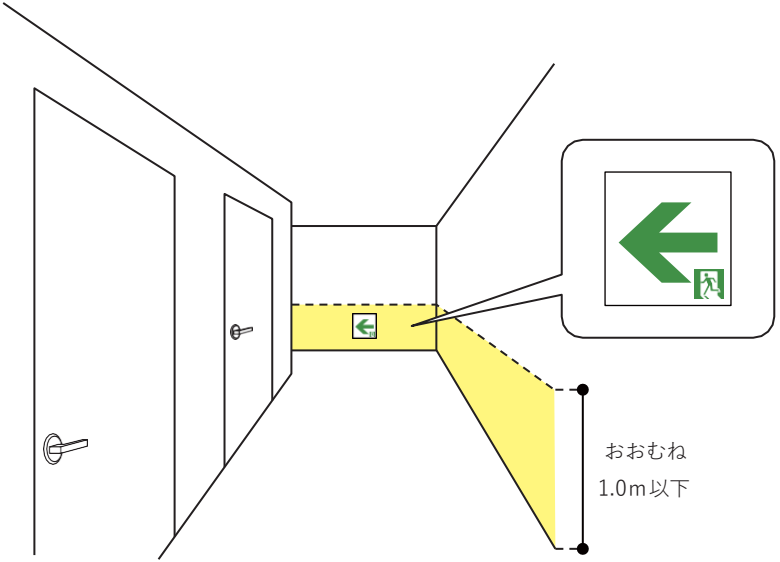


第 16-29 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



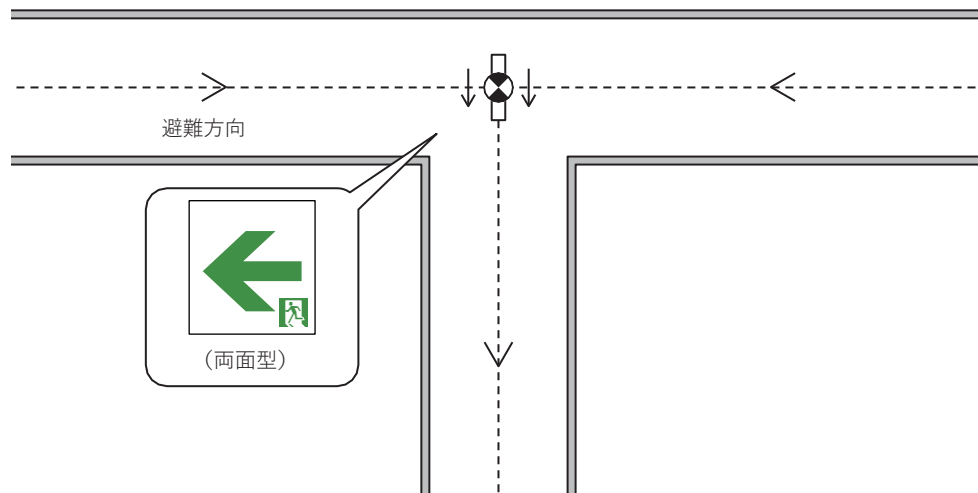
第 16-30 図



第 16-31 図

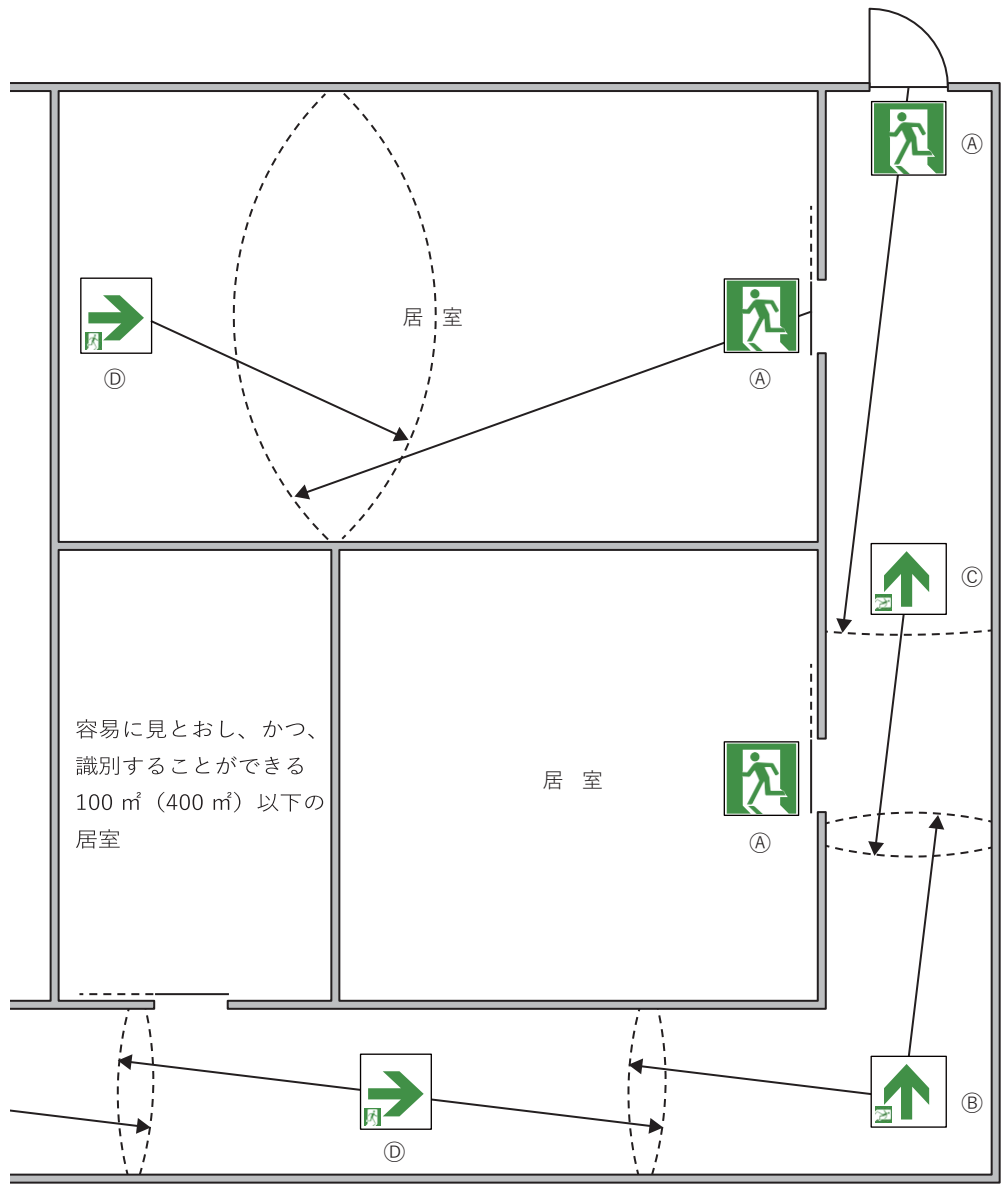
第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯



第 16-32 図

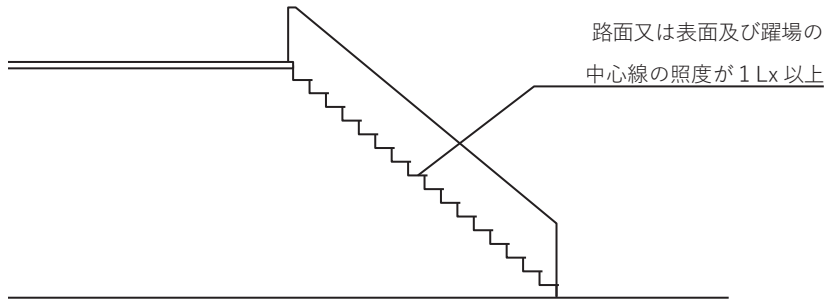
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



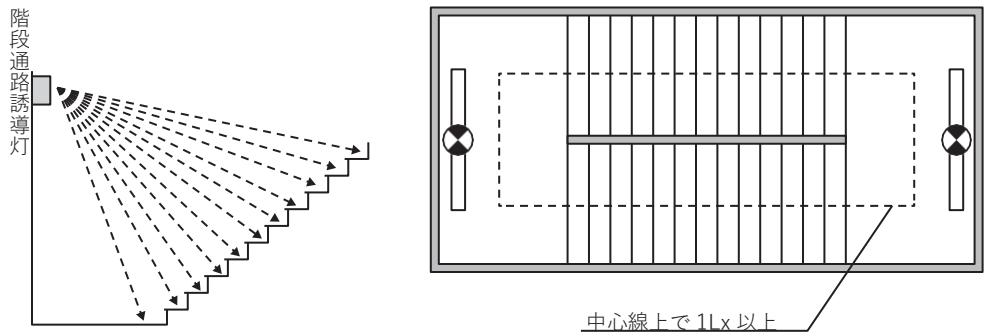
- ① 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。①
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。②
- ③ 主要な避難口（最終避難口及び直通階段の出入口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。③
- ④ 廊下等又は居室の各部分について、①～③の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。④
- ⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

第 16-33 図

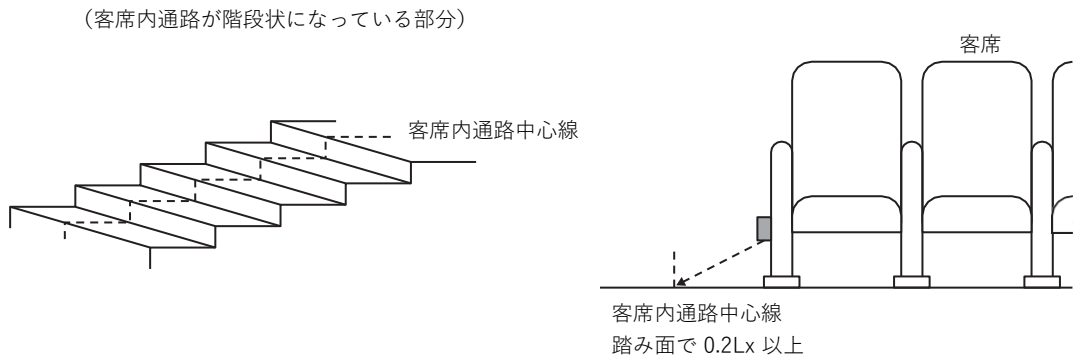
第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



第 16-34 図

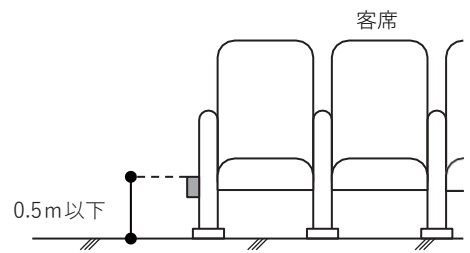


第 16-35 図

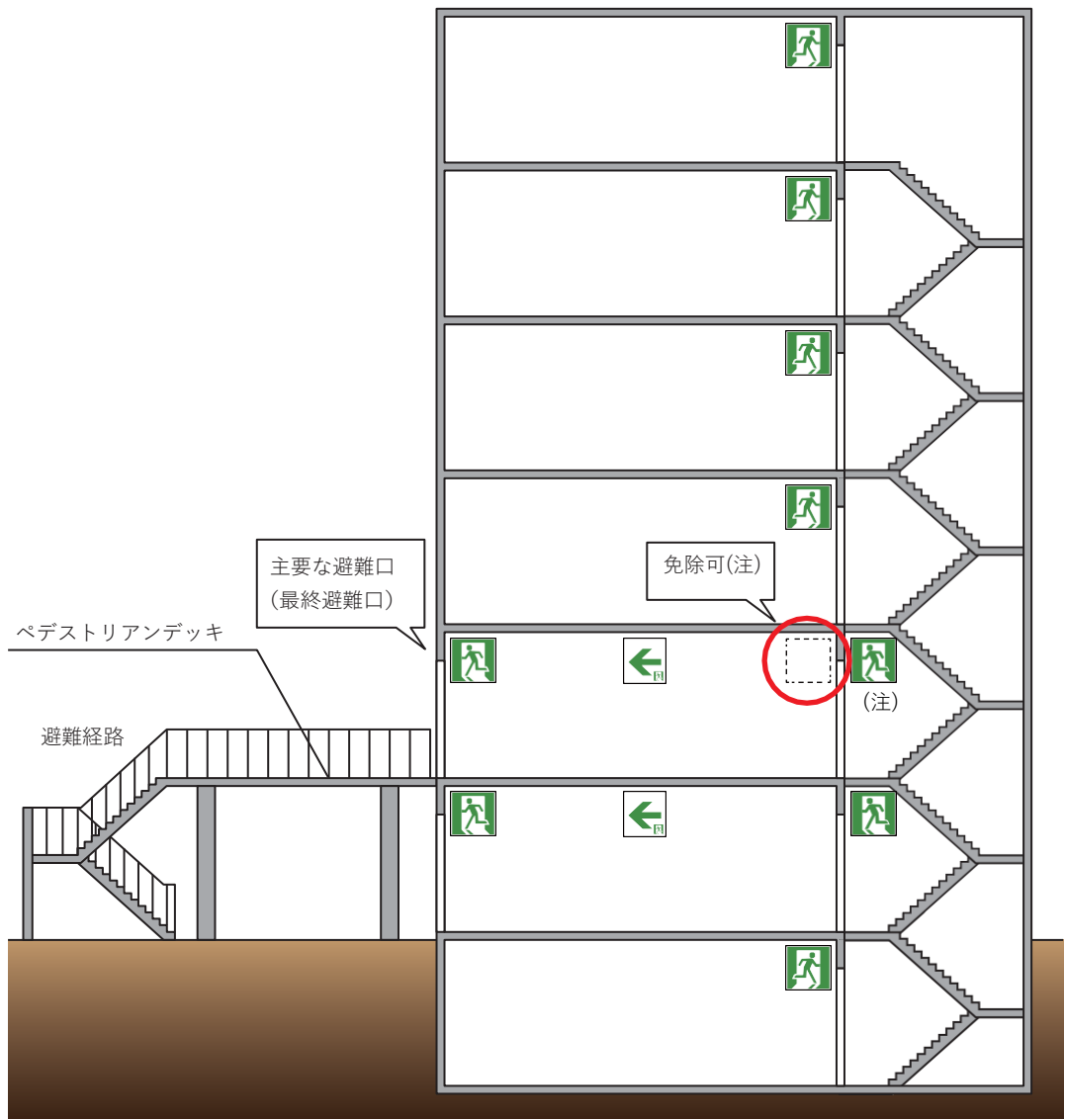


第 16-36 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



第 16-37 図

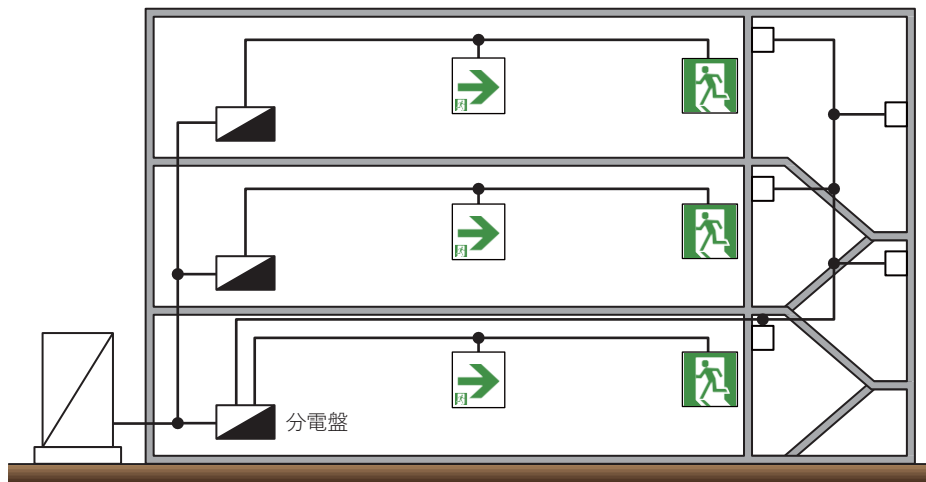


(注)直通階段に設けられた最終避難口から直接地上に出られる場合
又は屋外階段の場合は、適用しないこと。

第 16-38 図

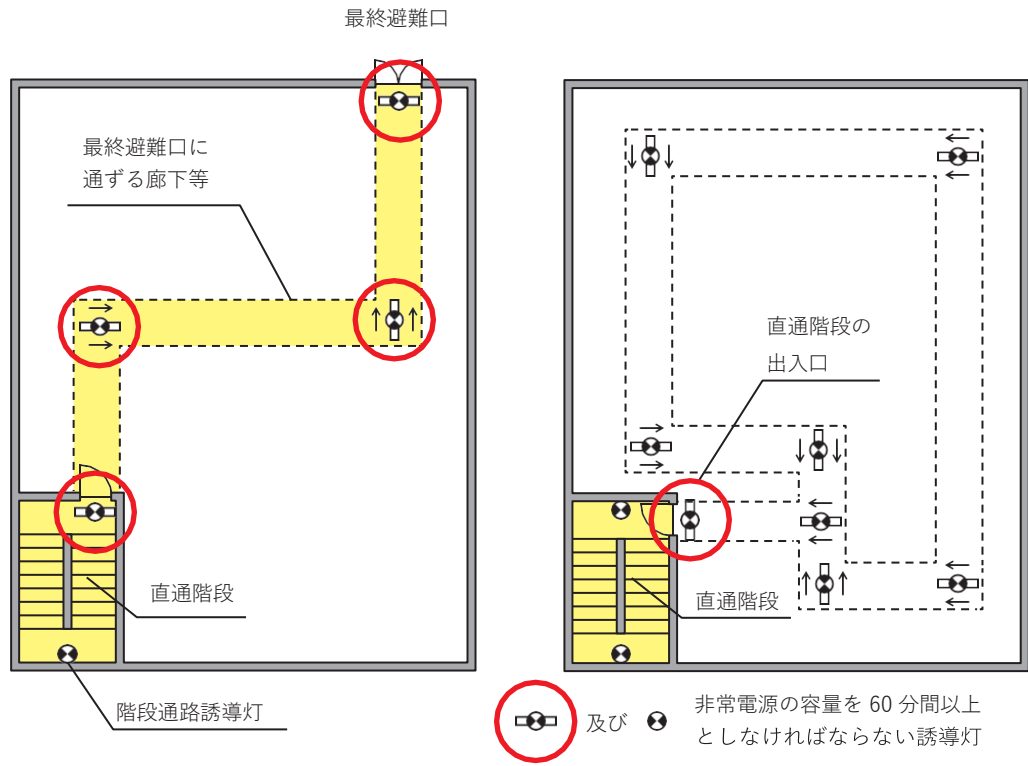
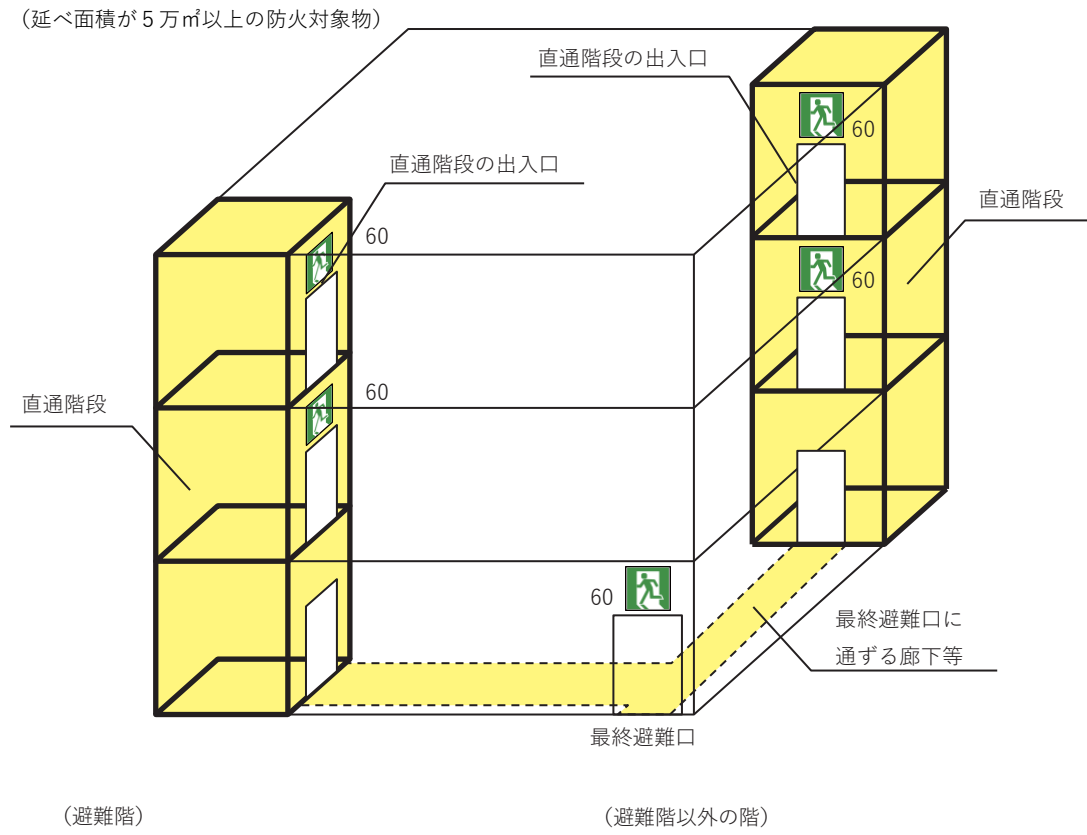
第4章 消防用設備等の技術基準

第16 誘導灯



第 16-39 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

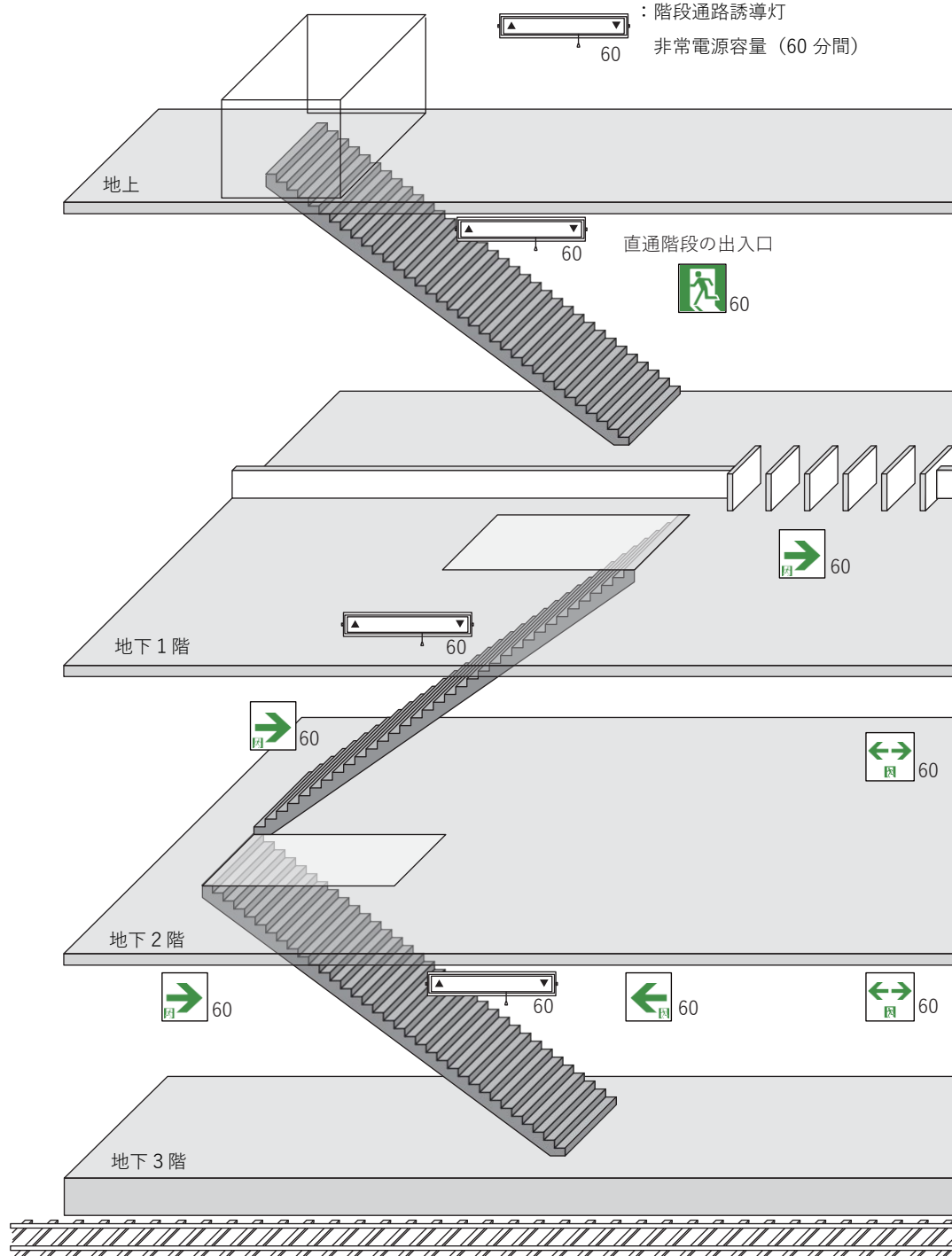


第16-40 図

 60 : 避難口誘導灯
 非常電源容量 (60 分間)

 60 : 通路誘導灯
 非常電源容量 (60 分間)

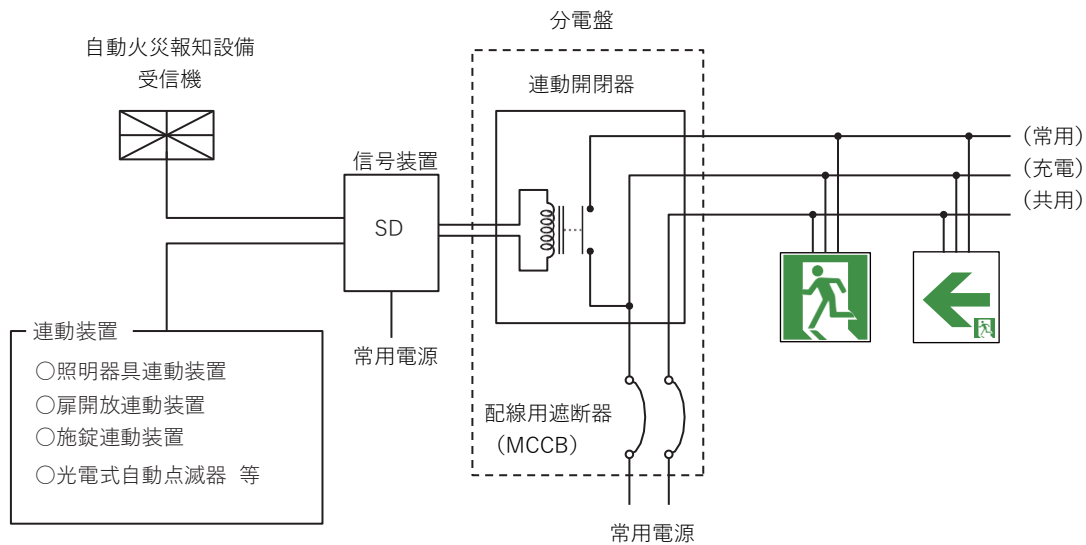
 60 : 階段通路誘導灯
 非常電源容量 (60 分間)



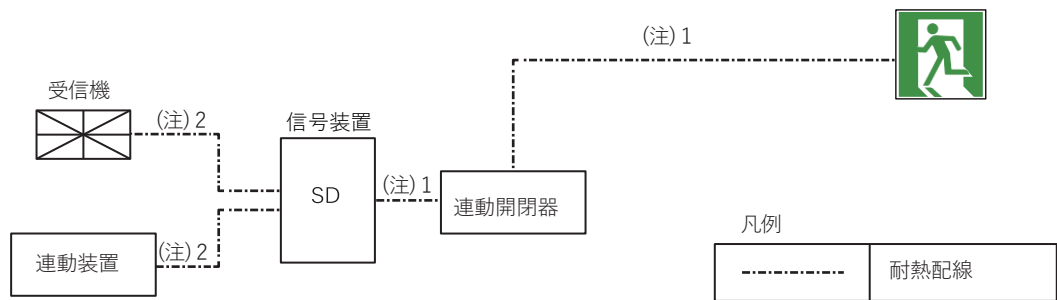
通路誘導灯を乗降場及びこれに通ずる階段、傾斜路及び通路に設ける。

第 16-41 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



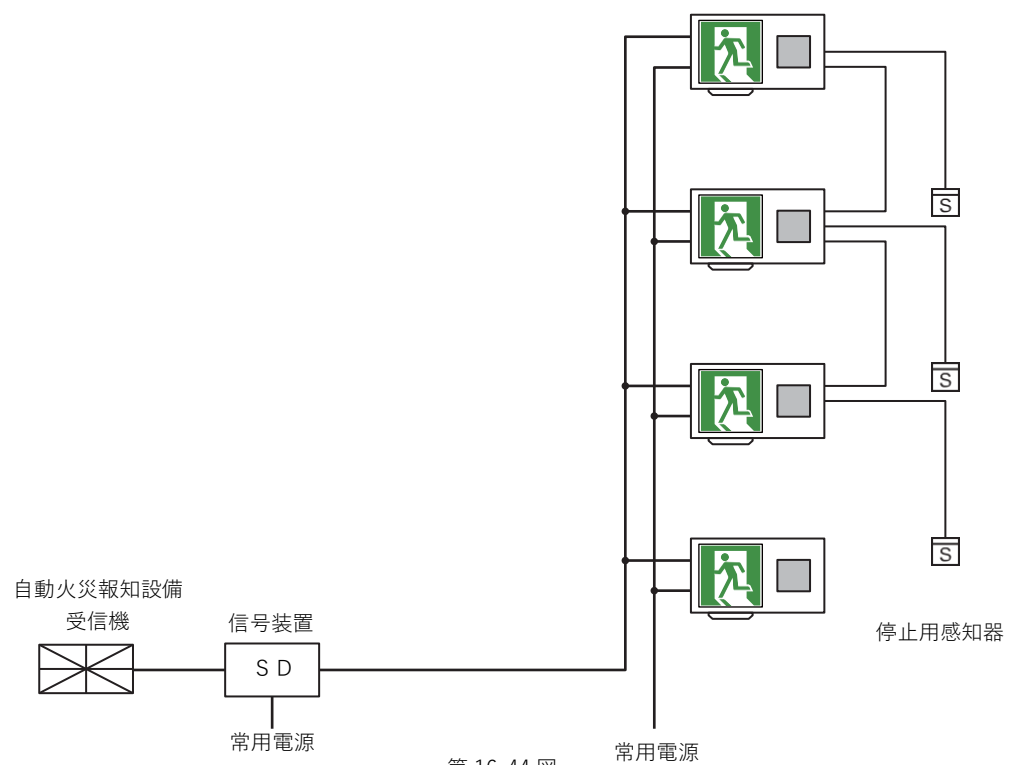
第 16-42 図



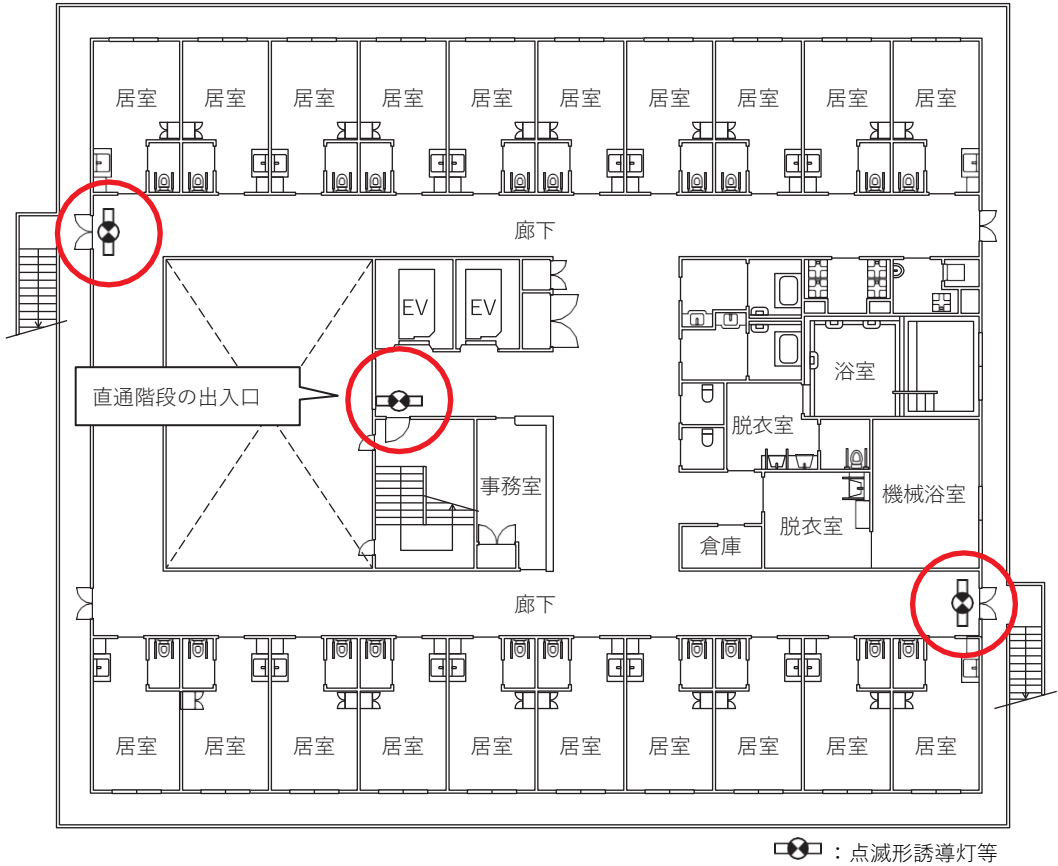
(注) 1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第 16-43 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯

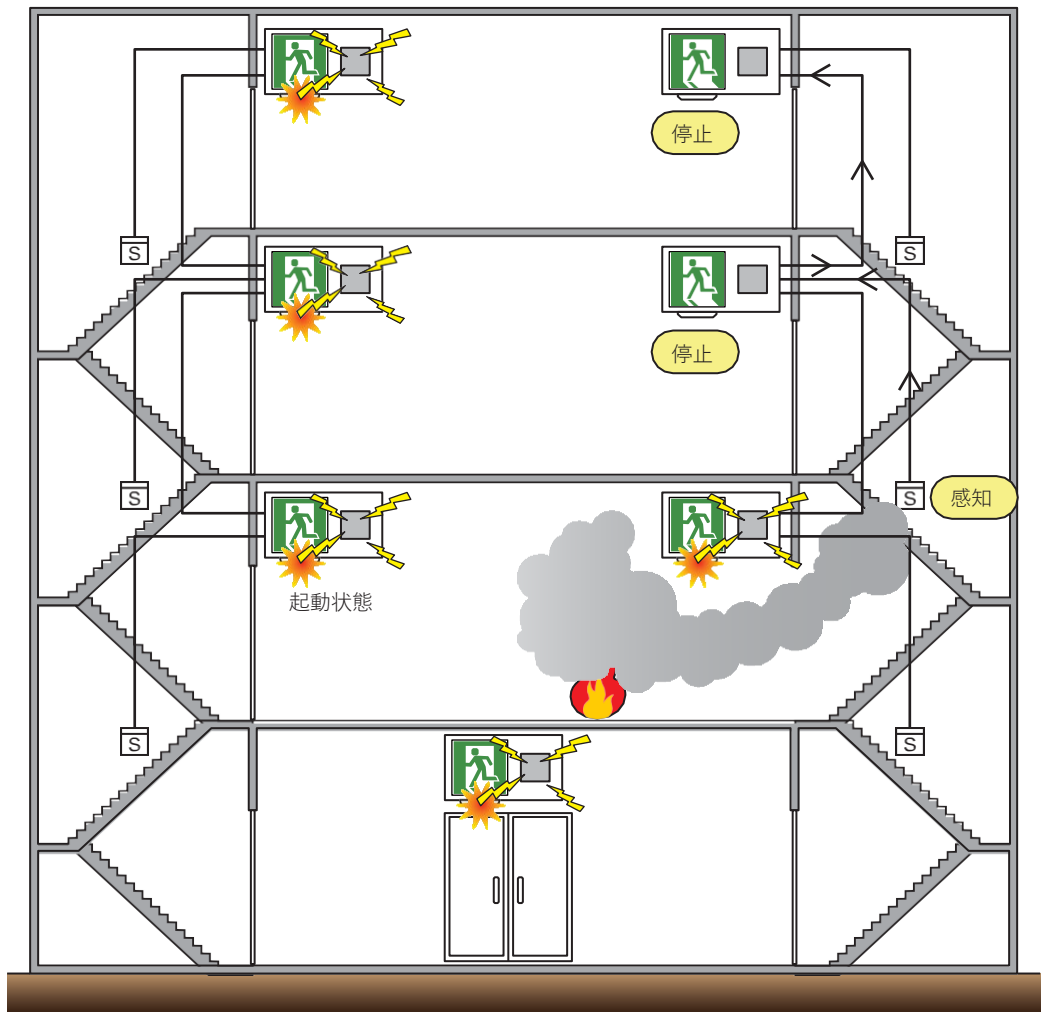
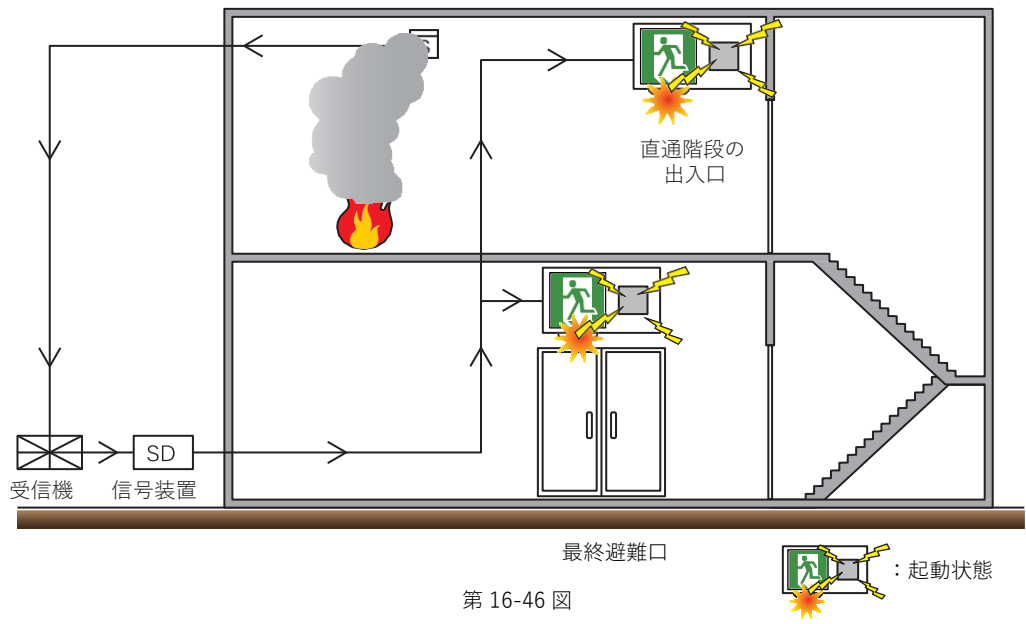


第 16-44 図

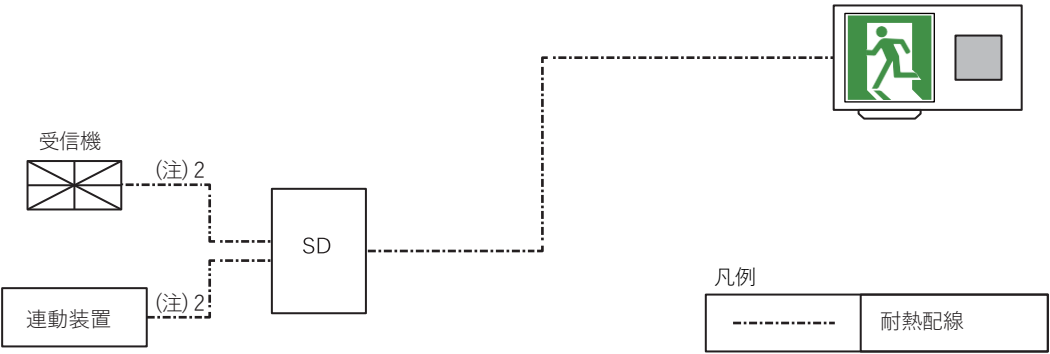


第 16-45 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



第4章 消防用設備等の技術基準
第16 誘導灯



- (注) 1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第 16-48 図